

## 埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)に対する御意見と県の考え方について

「意見の反映の区分」

A: 意見を反映し、案を修正する B: 既に案で対応が済んでいる C: 案の修正はしないが、実施段階で参考としていく D: 意見を反映できなかった E: その他

No.	戦略(素案)該当箇所	御意見の内容	県の考え方(修正)	意見の反映	戦略(案)関連ページ
1	全体	これからはコンパクトシティ(インフラの集中)化は避けられない。そこに若い人を呼びこみ、一生安心して暮らせることを保証していかないと、子育て支援だけしてもその子が納税者になる前に出ていってしまう。日本全体に仕事がない上に、やはり東京に比べて賃金が低いのが現実だ。東京に頼らず、女性・高齢者・障害者も収入を得て、生きがいを感じて永住できるよう新たな産業を特区を作るなどして試していかなければ実質「限界集落」になってしまう。	御意見の趣旨を踏まえ、基本目標4の③に「都市のコンパクト化への支援」を追記しました。 なお、魅力的な雇用を創出する県内産業の振興や、若者・女性・高齢者・障害者への就業支援、子育て世代の流入拡大については、基本目標1及び2に取組を記載しております。	A	63 36～39 47～48
2	全体	しごと、就業を高めていくには、ハローワークの連携だけではなく仕事の内容を理解し、仕事のやりがいを通じて、やっていく必要がある。 まちの創生については、地域主権や地方活性化を高め、観光だけでなく産業の全体にもっと力を入れて、具体的に示した方がいいと思う。	御意見の趣旨を踏まえ、産業を振興し魅力的な雇用を創出するため、基本目標1の主要な取組として「先端産業創造プロジェクトの推進」や「徹底した企業誘致の推進」等を追記しました。 また、くらしやすいまちづくりの推進や地域の活性化のため、基本目標4の主要な取組として「地域公共交通の活性化」や「地域支え合いの仕組みの充実」等を追記しました。	A	36～39 41～44 67～70
3	20ページ	「・保育所、企業内保育所などの整備促進」 放課後児童クラブについても言及した方がよいと思います。保育所よりも社会の関心は低いですが、利用希望者が増え、一部には過剰収容という指摘もあります。	放課後児童クラブにつきましては、基本目標3の②に「放課後児童クラブや放課後子供教室への支援」を記載しております。	B	55
4	22ページ	「③ 埼玉県の魅力発信と観光の推進」 ぐるっと埼玉サイクルネットワーク構想、ツール・ド・フランスさいたまクリテリウムなど、本県が力を入れているサイクリングに関する取り組みを記載してはどうでしょうか。他県の例でいえば、外国人観光客には「瀬戸内しまなみ海道」のサイクリングが人気のようです。	観光振興につきましては、基本目標1の「④ 県内中小企業の支援、サービス産業の振興」、基本目標2の「④ 埼玉県の魅力発信と観光の推進」に係る代表的な取組を記載しております。 御意見については、戦略を推進する際に参考とさせていただきます。	C	39、48
5	24ページ	「・結婚を希望する未婚者への出会いの機会提供支援」 結婚に限定されない広く若年者が交流する機会の提供も行ってほしいと思います。いわゆる婚活イベントですと、結婚に対する意識がまだそれほど強くない人(20歳代前半など)には訴求しにくく、また、参加しにくい面があります。あえて目的に婚活を掲げなくても、同世代同士の交流の場は、未婚者にとっては潜在的な結婚相手との出会いの場所になりますし、そういった存在の紹介者と出会うこともあります(大学や職場は勉強や就労の場ですが、これをきっかけに結婚する人は多数います)。例えば、U-30対象で1人や友達同士で申し込める、スポーツ・芸術・文化財・グルメ・キャリアアップの講座を設けて、その修了生同士がサークルを立ち上げて継続して親交することの支援も考えられます。	基本目標3として「県民の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」を掲げ、代表的な取組として、「結婚を希望する未婚者への出会いの機会提供支援」を記載しております。 御意見については、戦略を推進する際に参考とさせていただきます。	C	54
6	27ページ	「・幅の広い歩道の整備や段差の解消など道路のバリアフリー化の推進」 経年劣化(路面の地盤沈下、舗装の剥がれ、標識破損)によりバリアが生じている道路が多くあり、行政のパトロールも追いついていないように思います。県民が簡単に情報提供をできるように、例えば、スマホでGPS情報を追加して撮影した画像を受け付けるアプリを市町村と共同整備し、バリアになる前に予防的に修繕してほしいです。	基本目標4として「時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守る」を掲げ、代表的な取組として、「インフラ・公共施設の戦略的な維持管理・更新等の推進」を追記しました。 また、「幅の広い歩道の整備や段差の解消など道路のバリアフリー化の推進」を記載し、適正な道路の維持管理に努めてまいります。 御意見については、戦略を推進する際に参考とさせていただきます。	C	63

埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)に対する御意見と県の考え方について

「意見の反映の区分」

A:意見を反映し、案を修正する B:既に案で対応が済んでいる C:案の修正はしないが、実施段階で参考としていく D:意見を反映できなかった E:その他

No.	戦略(素案)該当箇所	御意見の内容	県の考え方(修正)	意見の反映	戦略(案)関連ページ
7	27ページ	特別養護老人ホーム(特養)及びサービス付き高齢者向け住宅(サ高住)の整備に関して、介護施設の計画的整備のほか、介護人材の確保、利用者負担の抑制を要望申し上げます。地域包括ケアシステムを構築するためにも、地域介護サービスの拠点となる介護施設の整備と安定運営を図らなければなりません。	基本目標4として「時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守る」を掲げ、「① 高齢者等が安心して暮らせる社会づくり」の部分に係る取組を記載しております。また、主要な取組として「地域包括ケアシステムの構築」、「介護施設の整備及び介護人材の確保・定着」、さらに介護職員数についてKPIとして追記しております。これらの取組により、地域包括ケアシステムの構築、介護施設の計画的な整備を進めるとともに、医療・介護を支える専門的人材の確保・育成・定着を進めてまいります。御意見については、戦略を推進する際に参考とさせていただきます。	C	61～65 71
8	20ページ	「基本目標1 県内における安定した雇用を創出する」の【主な施策】の④県内中小企業の支援、サービス産業の振興について、施策に使われている「中小企業」を「中小・小規模企業」にしていただきたい。	御指摘の「中小企業」という表現は、中小企業基本法による表現を踏まえ、小規模企業を含むものとして記載しております。施策の推進に当たっては、小規模企業が多数を占める本県の実情を踏まえ、小規模企業振興施策を充実してまいります。	E	39
9	14ページ	表2に示している予想において、「異次元の高齢化社会」が間近に迫っている事を、もっと広く強くメッセージを出すべきだと感じる。	御意見の趣旨を踏まえ、基本目標4「時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守る」の副題として「～異次元の高齢化への挑戦～」を追記しました。また、「3 埼玉県人口ビジョンを踏まえた基本的課題」として、「異次元の高齢化への対応」を記載しております。	A	61 32～34
10	27ページ	主な施策①「高齢者等が安心して暮らせる社会づくり」として、各種施設の整備促進の策が必要である。 ・休耕地・空き地・空き家(附属家を含む)スペースの活用 ・提供者に対するインセンティブ ・土地売買に躊躇している地主への積極提案(賃貸オプションなど) ・無料の相談窓口、コンサルタントの充実化	空き家の活用については、基本目標2の「⑤ 移住の促進」に「空き家の利活用の促進」を記載しております。また、基本目標4の「③ 誰もが快適で暮らしやすいまちづくり」にも再掲しました。御意見については、戦略を推進する際に参考とさせていただきます。	C	48、63
11	27ページ	主な施策①「高齢者等が安心して暮らせる社会づくり」として、各種施設の整備促進の策が必要である。 ・インフラ建造(特養/グループホーム/デイサービス)に対する補助の強化	基本目標4の「① 高齢者等が安心して暮らせる社会づくり」に「特別養護老人ホームなどの整備促進」、「拠点型を含むサービス付き高齢者向け住宅など高齢者向け住まいの整備促進」など関係する取組を記載しております。また、主要な取組として「介護施設の整備及び介護人材の確保・定着」を掲げ、「(1)特別養護老人ホームなどの整備促進」について追記しております。御意見については、戦略を推進する際に参考とさせていただきます。	C	62、65
12	27ページ	主な施策①「高齢者等が安心して暮らせる社会づくり」として、各種施設の整備促進の策が必要である。 ・救急医療体制の強化⇒土日の診療窓口の拡充と広報強化 ※病院間の連携向上	基本目標4の「① 高齢者等が安心して暮らせる社会づくり」に「救急医療体制の強化」を記載しております。現在、診療を行っている医療機関を電話で問い合わせることができる救急医療機関案内や、休日・夜間の急な病気やけがに対する県民の不安を解消するため、大人や小児の救急電話相談を実施しており、今後も県民への周知等を図ってまいります。	B	62
13	27ページ	主な施策③「快適で暮らしやすいまちづくり」の推進 ・せまく見通しの悪い歩道の幅拡充。⇒土地提供者への補助の更なる強化(フェンス/監視カメラの費用など)	基本目標4の「③ 誰もが快適で暮らしやすいまちづくり」に「幅の広い歩道の整備や段差の解消など道路のバリアフリー化の推進」を記載しております。土地提供者へは、物件移転のための適正な補償を行っています。御意見については、戦略を推進する際に参考とさせていただきます。	C	63
14	27ページ	主な施策③「快適で暮らしやすいまちづくり」の推進 ・失火リスクの低い家電製品(コンロ/暖房器具)への切替支援 ・シンプル家電/火気レス家電の購入補助やレンタルサービス	防災の取組につきましては、基本目標4の「④ 共助社会づくりと地域連携の推進」に「自主防災組織の強化や地域における防災関係機関の連携強化」を記載しており、防災知識の啓発活動などを実施しております。御意見については、戦略を推進する際に参考とさせていただきます。	C	63

埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)に対する御意見と県の考え方について

「意見の反映の区分」

A:意見を反映し、案を修正する B:既に案で対応が済んでいる C:案の修正はしないが、実施段階で参考としていく D:意見を反映できなかった E:その他

No.	戦略(素案)該当箇所	御意見の内容	県の考え方(修正)	意見の反映	戦略(案)関連ページ
15	24ページ	2. 24ページ「基本目標3」【主な施策】①について 青年の多くは結婚をしたいのだが自分の意に適った相手が見つからないということである。そこで行政としてこのような人に対し相手を探す機会(出会いの機会)づくりを支援することは的を得たものである。出会いづくりを具体的にはどのようなものとするか工夫しなければならない。時期、場所、経費、案内、申込み、個人情報等の配慮等々きめ細かくしなければならない。民間の結婚斡旋、相談業者の経験知を参考にすることも考えられよう。結婚の悩み等について相談にのってくれる公的な機関はあるのでしょうか。結婚したいが相手が見つからない等の悩みを聞いてくれる公的な機関があれば喜ばれるのではないかと思います。	基本目標3として「県民の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」を掲げ、代表的な取組として、「結婚を希望する未婚者への出会いの機会提供支援」を記載しております。 結婚の悩み相談については、市町村や社会福祉協議会等の公的機関が結婚相談事業を実施しております。こうした情報を県ホームページで発信するとともに、結婚相談を行っている公的機関の連携支援にも取り組んでまいります。 御意見については、戦略を推進する際に参考とさせていただきます。	C	54
16	24ページ	結婚に関する十分な教育を施す必要があるのではないのでしょうか。相手を選択して結婚に至る過程等親身な指導が大切だと思います。過干渉は良くないが逆に個性尊重等と言ってアドバイスまでも遠慮しては無関心ということになります。未婚者の増加は青年達だけが原因でなく社会的要因が絡んでいるといわなければならないと思います。従って、この問題の解決には青年達自身の結婚への積極的な行動と決断及び家庭や職場、コミュニティという社会全体の支援が必要だと思っています。行政はそうした認識に立って出会い作りにイニシアチブを発揮してもらいたいと思っています。	基本目標3として「県民の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」を掲げ、代表的な取組として、「結婚を希望する未婚者への出会いの機会提供支援」を記載しております。 御意見については、戦略を推進する際に参考とさせていただきます。	C	54
17	27ページ	27ページ「基本目標4」【主な施策】③について 高齢者を狙った犯罪の筆頭に挙げなければならないのは「振り込め詐欺」である。テレビやラジオ等メディア、行政の繰り返しの被害防止の呼びかけにもかかわらず、被害を受ける人がなくなる現状である。犯人は反社会的組織に所属している者が多いようで詐取した巨額の金は組織の資金源にもなっていると言われている。繰り返されている詐欺の手口は巧妙になっているので、警察は総力をあげて犯人検挙と犯罪の未然防止に全力をあげてもらいたい。	振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺は、被害の多発傾向が続いており、高齢者が被害の多くを占めるなど、治安対策上の喫緊の課題であります。特殊詐欺撲滅に向け、今後も組織の総力を挙げて犯人の検挙と被害防止に努めてまいります。 なお、基本目標4の「① 高齢者等が安心して暮らせる社会づくり」に記載されている「高齢者を狙った犯罪防止」を「振り込め詐欺などの高齢者を狙った犯罪防止」と変更しました。	E	62
18	27ページ	高齢者の交通事故防止対策の推進である。高齢者は被害者にも加害者にもなることが多い現状で憂慮に耐えない。特に最近認知症の人が運転を誤り死傷事故を起こしているが真に悲惨である。道路交通法令を厳しくしても事故を零にすることはできないとしても少しでも減少させることは可能であり、道路交通法令の改正又は運用変更で足る場合は早急を実施すべきと思う。高齢者に対して免許更新時、違反時等の検査を厳しく実施して欲しい。検査結果が運転不適であれば、程度により免許停止又は取消処分をすべきである。停止期間満了後には再度運転適性の検査を実施すべきだと考えます。また高齢運転者は自身の身体の状態を慎重に考えて免許更新の可否を判断して欲しい。	平成27年6月17日に改正道路交通法が公布され、「高齢運転者対策の推進を図るための規定の整備」に関するものについては、公布から2年以内に施行される予定となっております。これは、一定の違反行為をした高齢運転者に対する臨時認知機能検査制度を導入することにより、認知機能が低下しているおそれがあると判断された高齢運転者に臨時高齢者講習を受講させる制度などを内容とするもので、高齢運転者対策が強化されます。 施行までに必要な作業を進めるとともに、引き続き交通事故抑止対策を推進してまいります。 なお、基本目標4の「① 高齢者等が安心して暮らせる社会づくり」に「高齢者の交通事故防止対策の推進」を記載しております。	E	62
19	12ページ	P12において「合計特殊出生率は～一番低い比企地域は1.06」とありますが、なぜそうなっているか原因の分析はありますでしょうか。	合計特殊出生率に影響する要因は多岐にわたることから、原因の特定は難しいと考えますが、比企地域においては、25～29歳の女性の有配偶率が低いなどの状況があります。 なお、73ページ以降に特徴的な地域の人口動向等を記載しました。	E	23

埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)に対する御意見と県の考え方について

「意見の反映の区分」

A: 意見を反映し、案を修正する B: 既に案で対応が済んでいる C: 案の修正はしないが、実施段階で参考としていく D: 意見を反映できなかった E: その他

No.	戦略(素案)該当箇所	御意見の内容	県の考え方(修正)	意見の反映	戦略(案)関連ページ
20	3 基本目標と施策	3 基本目標と施策における、主な施策とその下位にある(たぶん事業)について、県と市町村の役割がわかりにくいので、県が直接行う施策・事業と、市町村を通じて行う施策・事業を分けたほうがよいと思います。	本戦略には、今後県が推進すべき代表的な施策・取組を記載しております。この取組は具体的な事業名ではなく、複数の事業を包含するものであり、県事業と市町村を通じて行う事業というような区分けは困難でございます。	D	
21	23ページ	「空き家の利活用」については、P23において、④移住の促進、の項目に挙がっているだけですが、空き家の利活用については、埼玉県も構成員である彩の国さいたま人づくり広域連合では、今年度の政策課題共同研究の研究テーマが「空き家有効活用・埼玉プロジェクト～産民学官で埼玉の空き家を解消する！～」となっております、より広い方策が検討されていますので、その成果を反映された方がよいと思います。	「空き家の利活用」については、基本目標2の「⑤ 移住の促進」の部分に記載しておりましたが、基本目標4の「③ 誰もが快適で暮らしやすいまちづくり」にも記載いたしました。さらに、主要な取組として「異次元の高齢化に対応した住宅施策の促進」を掲げ、「(1)市町村と連携した空き家対策」について追記しております。市町村や不動産関係団体、庁内関係部局などと設置した空き家対策連絡会議を活用し、市町村の空き家相談窓口や空き家バンクの設置など市町村の空き家対策を支援することにより、空き家の活用を促進してまいります。御意見については、戦略を推進する際に参考とさせていただきます。	C	48 63 68
22	3 基本目標と施策	3 基本目標と施策において、国の総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)(4)-(ウ)-②大都市近郊の公的賃貸住宅団地の再生、福祉拠点化、に対応する施策・事業がありませんが、埼玉県では、総合戦略に採用する必要がないという判断でしょうか。大量の県営住宅とUR住宅が存在し、住民の高齢化が深刻であることが埼玉県の大きな特徴で県内市町村でも課題として認識していますが、それに対して総合戦略上、県として対策はとらないということでしょうか。むしろ埼玉県が率先して取り上げ、県営団地を福祉拠点化し、URとも交渉して、市町村を支援すべきだと思いますがいかがでしょうか。	御意見の趣旨を踏まえ、基本目標4の③に「県営住宅団地への高齢者支援施設の導入など団地再生の推進」を追記しました。なお、団地再生に関しては、県営住宅の建替えにより生み出した用地において、民間の力を活用し、団地や地域に貢献する福祉施設などを導入する事業を行っております。今後も建替え計画に合わせ地元市町村と連携し、地域固有の課題や多様なニーズに的確に対応するため、積極的に取り組んでまいります。	A	63
23	3 基本目標と施策	3 基本目標と施策において、国の総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)(4)-(エ)-②インフラの戦略的な維持管理・更新等の推進、に対応する施策・事業がありませんが、埼玉県では、総合戦略に採用する必要がないという判断でしょうか。人口急増期に整備した公共施設やインフラが一斉に更新時期を迎える課題は、特に東京圏の一都三県で大きいことが指摘されていますが、それに対して総合戦略上、県として取り組まないということでしょうか。むしろ埼玉県が自らの公共施設やインフラの維持管理・更新等に範を示し、市町村を支援すべきだと思いますがいかがでしょうか。	御意見の趣旨を踏まえ、基本目標4の③に「インフラ・公共施設の戦略的な維持管理・更新等の推進」を追記しました。県では平成27年3月に「県有資産総合管理方針」を策定しております。また、市町村に対しては、各団体の公共施設等総合管理計画の策定状況などに応じ、必要な知見やノウハウを提供するなどの支援を行ってまいります。いただいた御意見を参考に、施設の長寿命化やライフサイクルコストの縮減など公共施設等の適切な維持管理を進めてまいります。	A	63
24	3 基本目標と施策	埼玉県も構成員である彩の国さいたま人づくり広域連合では、平成19年度に行政課題研究「ニュータウンからみる埼玉県の未来」により、かつてのニュータウンが人の高齢化と住宅・公共施設・インフラの老朽化が一斉に発生する課題を取り上げており、現在ではオールドタウン問題として県内各地で問題が噴出しています。国の総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)(4)-(ウ)-②大都市近郊の公的賃貸住宅団地の再生、福祉拠点化の前提となる記述の中で「大都市近郊の住宅団地は、高度経済成長期等の人口の受け皿となったことから、急速に高齢化が進展し、高齢者世帯の増加や単身化の進行、子育て世帯等若年者の定着促進等の課題が生じている」としており、これは、県内のUR団地や県営住宅団地のみならず、民間開発の戸建て住宅団地などでも大きな課題となっています。このような状況において、県として、総合戦略の課題として取り上げない、対策は考えないというご判断でしょうか。埼玉県こそが率先して取り組む課題と考えますが、いかがでしょうか。1 埼玉県の人口の状況と将来見通し(1)埼玉県の人口の状況に、県内の住宅団地の状況と分析を追加するとともに、3 基本目標と施策において、施策と事業を是非とも加えていただきたいと思います。	基本目標4の今後重点的に推進すべき「主要な取組」として、「異次元の高齢化に対応した住宅施策の推進」を追記しました。御意見については、戦略を推進する際に参考とさせていただきます。	C	63 68

## 埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)に対する御意見と県の考え方について

「意見の反映の区分」

A: 意見を反映し、案を修正する B: 既に案で対応が済んでいる C: 案の修正はしないが、実施段階で参考としていく D: 意見を反映できなかった E: その他

No.	戦略(素案)該当箇所	御意見の内容	県の考え方(修正)	意見の反映	戦略(案)関連ページ
25	3 基本目標と施策	3 基本目標と施策において2060年までを展望した場合、特に県南部に多い分譲マンションの老朽化、大規模改修・建て替え困難、住民の高齢化と空き室の発生によるゴーストマンション化などの課題が確実に発生すると思われませんが、埼玉県として総合戦略の課題として取り上げたり、対策を策定することはないのでしょうか。東京都に次いで、深刻な課題に直面する地域となりますので、先鞭をつける形での課題の取り組みを願います。	御意見の趣旨を踏まえ、基本目標4の③に「分譲マンションの管理の適正化」を追記しました。県では、平成26年3月に管理組合によるマンションの管理の適正化を推進するため、埼玉県分譲マンションの管理の適正化の推進に係る基本的な方針を定めました。支援が必要な管理組合に専門家を派遣するなど老朽化マンションの管理適正化の支援に取り組んでまいります。	A	63
26	3 基本目標と施策	3 基本目標と施策において、形式的には、主な施策の下に事業名的なものが挙げられ、等となって終わっており、事業の内容が具体的にわかりません。国の総合戦略においてはアクションプラン(個別施策工程表)を作成していますが、埼玉県としても作成・公表の予定はあるのでしょうか。 国の総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)の「まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則」の「結果重視」において「効果検証の仕組みを伴わないバラマキ型の施策は採用せず、明確なPDCA1メカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う」との記載がありますが、そのためには、当然、国のアクションプラン(個別施策工程表)程度のものは作成されてしかるべきだと考えますが、いかがでしょうか。	現時点では、アクションプラン(個別施策工程表)を作成・公表する予定はありません。	D	
27	15ページ 28ページ	施策を実現させるためには、市町村、一都三県との連携は不可欠かと思えます。 多様な主体の参画として、市町村や一都三県の行政関係者も入ると良いように思えます。	市町村、一都三県との連携については、「2 まち・ひと・しごと創生に向けた基本的な考え方」に「(3)国・市町村との連携及び地域連携」、「(4)一都三県の連携」、「(5)多様な主体との連携」を記載しております。市町村の担当者を構成員とする「地域の未来を考える政策プロジェクト会議」や一都三県の連絡会議などの場を活用し、市町村や一都三県との連携を図ってまいります。	B	30